

平成25年	2月	1日	制定
平成25年	3月	12日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成28年	8月	1日	改正
平成29年	4月	1日	改正

低炭素建築物新築等計画に係る
技術的審査業務規程

株式会社 C I 東海

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (技術的審査の業務の実施機関)
- 第4条 (建築物の用途に応じた業務の範囲)
- 第5条 (技術的審査の業務を行う時間及び休日)
- 第6条 (事務所の所在地)
- 第7条 (技術的審査の業務を行う区域)

第2章 技術的審査の業務の実施方法等

- 第8条 (所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)
- 第9条 (計画の変更に係る技術的審査の依頼)
- 第10条 (技術的審査の依頼の受理及び契約)
- 第11条 (約款に盛り込むべき事項)
- 第12条 (所管行政庁から依頼される技術的審査)
- 第13条 (技術的審査の業務の実施)
- 第14条 (適合証の交付等)
- 第15条 (技術的審査の依頼の取り下げ)
- 第16条 (技術的審査用提出図書の変更)

第3章 審査員

- 第17条 (審査員)
- 第18条 (秘密保持義務)

第4章 技術的審査料金等

- 第19条 (技術的審査料金の設定及び収納)
- 第20条 (所管行政庁から依頼による技術的審査料金)
- 第21条 (技術的審査料金の減額)
- 第22条 (技術的審査料金の返還)

第5章 雑則

- 第23条 (帳簿の作成及び保存方法)
- 第24条 (帳簿及び書類の保存期間)
- 第25条 (書類の保存方法)
- 第26条 (技術的審査の業務に関する公正の確保)
- 第27条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第28条 (事前相談)
- 第29条 (国土交通大臣等への報告等)

別表 適合証交付番号の付番方法

- 別記様式1号 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書
- 別記様式2号 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証
- 別記様式3号 低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
- 別記様式4号 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証 (変更)
- 別記様式5号 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書
- 別記様式6号 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 引受承諾書
- 別記様式7号 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 取り下げ届

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）は、株式会社C I 東海（以下「当機関」という。）が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画について、法第54条第1項に規定する認定基準への適合に係る技術的審査の業務（以下「技術的審査の業務」という。）の実施について必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 技術的審査の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この業務規程に基づき、認定基準への適合性について、公正かつ適確に実施する。

(技術的審査の業務の実施機関)

第3条 技術的審査の業務を実施できる機関は、関係所管行政庁の認める次の機関とする。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (3) 審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物（以下「複合建築物」という。）の場合は、住宅部分においては登録住宅性能評価機関、非住宅部分は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(建築物の用途に応じた業務の範囲)

第4条 建築物の用途に応じた業務の範囲は、前条の審査対象により実施する当機関の住宅性能評価業務規程若しくは建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程による。

2 当機関は、関係所管行政庁が定める区分のものについて、技術的審査の業務を行う。

(技術的審査の業務を行う時間及び休日)

第5条 技術的審査の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月30日から翌年の1月5日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 夏期休日（8月11日から17日までの間で、当機関があらかじめ広告した日）

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合又は当機関が必要と判断する場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第6条 事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 本社は、愛知県名古屋市中区金山一丁目12-14（金山総合ビル4階）とする。
- (2) 岡崎事務所は、愛知県岡崎市羽根北町二丁目1番1とする。
- (3) 四日市事務所は、三重県四日市市鶉の森一丁目3番15号（リックスビル1階）とする。

(技術的審査の業務を行う区域)

第7条 技術的審査の業務を行う区域は、愛知県、三重県、岐阜県及び静岡県各市街化区域

等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第4条第2項に規定する都市計画区域にあっては、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域）とする。

第2章 技術的審査の業務の実施方法等

（所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼）

第8条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）（技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理人」という。）が存在する場合を含む。）は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式1号の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する規則様式第五の認定申請書
- (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等（規則第41条第1項の表に定める図書その他当機関が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。）のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書等

（計画の変更に係る技術的審査の依頼）

第9条 依頼者は、第14条第1項の適合証の交付を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合において、当機関に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者は当機関に対し、次の各号（当機関において直前の技術的審査を行っている場合にあっては、第3号を除く。）に掲げる技術的審査用提出図書を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式3号の低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの。
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し。

（技術的審査の依頼の受理及び契約）

第10条 当機関は、第8条又は前条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 建築物の用途に応じた業務の範囲が、第4条に該当するものであること。
 - (2) 技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第7条の業務を行う区域内であること。
 - (3) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (4) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項第3号から第5号までの確認により、技術的審査用提出図書が同項同号のいずれかに不備を認める場合においては、その補正を求める。
- 3 第1号に該当しない又は第2号の区域内でない場合若しくは依頼者が前項の求めに応じない場合若しくは十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却する。
- 4 当機関は、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に別記様式6号の引受承諾書を交付する。この場合、依頼者と当機関は株式会社C I 東海低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款（以下「約款」という。）に基づき契約を締結したものとす。

（約款に盛り込むべき事項）

第11条 前条第4項の約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記する。

- (1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると当機関が認めて請求した場合は、技術的審査の業務を行うのに必要な範囲内において、依頼に係る建築物の計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に、双方合意のうえ定められた期日までに当機関に提供しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者は、当機関が認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、当該部分の技術的審査用提出図書の修正及び追加書類の提出その他必要な措置を、双方合意のうえ定められた期日までに行わなければならない旨の規定
- (3) 依頼者は、その理由を明示のうえ、当機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると当機関が認める場合は、当機関は業務期日の延期をする旨の規定
- (4) 当機関は、第13条第1項の技術的審査の業務に要する標準的な業務期日を定める旨の規定
- (5) 当機関は、依頼者が第1号及び第2号に規定する責務を怠ったとき、その他不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合は、依頼者に対してその理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (6) 当機関は、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (7) 当機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容、判断根拠その他の情報について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

（所管行政庁から依頼される技術的審査）

第12条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行う。

（技術的審査の業務の実施）

第13条 当機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第17条に規定する審査員に技術的審査の業務を実施させる。

2 審査員は次の各号に掲げる方法により技術的審査の業務を行う。

- (1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査の業務を行う。
- (2) 技術的審査を依頼された低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 技術的審査の業務を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査の業務を行ううえで必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めることができる。

（適合証の交付等）

第14条 当機関は、前条の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めるときは、別記様式2号の適合証（第9条による計画の変更に係る依頼の場合は別記様式4号の適合証（変更））を依頼者に交付する。

2 当機関は、前条の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査ができないときは、別記様式5号の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

(以下「通知書」という。)を依頼者に交付する。

(技術的審査の依頼の取り下げ)

第15条 依頼者は、前条第1項の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合には、その旨を記載した別記様式7号の取下届を当機関に提出する。

2 当機関は、前項の取下届を受理した場合は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出函書のうち正本以外を依頼者に返却する。

(技術的審査用提出函書の変更)

第16条 依頼者は、第14条第1項の適合証の交付前までに都合により依頼内容を変更する場合は、当機関に変更部分の技術的審査用提出函書を提出しなければならない。

2 前項の変更が大幅なものと当機関が認める場合にあっては、依頼者は、当初の技術的審査の依頼を取り下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない。

第3章 審査員

(審査員)

第17条 当機関は、次に該当する者(以下「審査員」という。)に技術的審査の業務を行わせる。

(1) 住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第13条に規定する評価員(当機関の社員以外に委嘱する評価員を含む。)で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会(以下「協会」という。)が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者

(2) 非住宅にあっては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第45条に規定する適合性判定員(当機関の社員以外に委嘱する適合性判定員を含む。)で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者。

(3) 複合建築物にあっては、それぞれ前各号に規定する審査員

2 評価員が技術的審査の業務を行う建築物の範囲は、次の表の各号の左欄に掲げる評価員に応じ、それぞれ当該各号の右欄に掲げる建築物とする。

評価員	技術的審査の業務を行う建築物
(1) 一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物
(2) 前号の左欄に掲げる者又は建築士法第2条第3項に規定する二級建築士若しくはこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	建築士法第3条の2第1項各号に掲げる建築物(前号に掲げる建築物を除く。)
(3) 前号の左欄に掲げる者又は建築士法第2条第4項に規定する木造建築士若しくはこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	前2号に掲げる建築物以外の建築物

(秘密保持義務)

第18条 当機関の役員及び社員(審査員を含む。)並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第4章 技術的審査料金等

(技術的審査料金の設定及び収納)

第19条 当機関は、技術的審査の業務の実施に係る料金を低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程に定める。

- 2 依頼者は、引受承諾書に定める技術的審査料金を現金により納入する。ただし、引受承諾書の交付時に銀行振込により納入したことを確認できる場合は、この限りでない。
- 3 前項の振り込みに要する費用は依頼者の負担とする。
- 4 第2項の規定に関わらず、一括支払いに関する協定書を締結する方法によることができる。

(所管行政庁からの依頼による技術的審査料金)

第20条 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

(技術的審査料金の減額)

第21条 当機関は、技術的審査の業務が効率的に実施できる場合等で減額することが適切であると判断した場合は、技術的審査料金を減額することができる。

(技術的審査料金の返還)

第22条 収納した技術的審査料金は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により技術的審査の業務が実施できなかった場合には、依頼者に返還する。

第5章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第23条 当機関は、次の各号に掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査の業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方法で保存する。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - (2) 技術的審査の対象となる建築物の名称
 - (3) 技術的審査の対象となる建築物の所在地
 - (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
 - (5) 技術的審査の業務を行った審査員の氏名
 - (6) 技術的審査料金の金額
 - (7) 第14条第1項の適合証の交付番号
 - (8) 第14条第1項の適合証の交付を行った年月日又は同条第2項の通知書の交付を行った年月日
 - (9) 技術的審査を行った認定基準の区分
- 2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第24条 帳簿及び書類（技術的審査用提出図書及び適合証の写しその他関係書類）の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

- (1) 前条第1項の帳簿 技術的審査の業務を廃止するまで。
 - (2) 技術的審査用提出図書（所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。）及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度
- 2 当機関が技術的審査の業務の全部を廃止した場合において、業務を継承する他機関がある場合は、帳簿及び書類の保管を引き継ぐ。

（書類の保存方法）

第25条 前条第1項第2号の書類の保存は、技術的審査中において技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、确实かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、書類が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

（技術的審査の業務に関する公正の確保）

第26条 当機関の役員又は社員（審査員を含む。以下本条において同じ。）が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理者として技術的審査の依頼を行った場合は、これらの依頼に係る技術的審査を行わない。

- 2 当機関の役員又はその社員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、これらの依頼に係る技術的審査を行わない。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 当機関は、その役員又は社員（過去2年間に役員又は社員であった者を含む。）のいずれかが当機関の役員又は社員である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該役員又は社員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限り。）は、これらの依頼に係る技術的審査を行わない。

- (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理者として技術的審査の依頼を行った場合
- (2) 技術的審査の依頼に係る建築物について、前項各号のいずれかに掲げる業務を行った場合

- 4 審査ミスや不正審査を抑制するために、協会の行う監査を受ける。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第27条 当機関は、電子情報処理組織による依頼の受け付け及び適合証等の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定める。

（事前相談）

第28条 依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応する。

（国土交通大臣等への報告等）

第29条 当機関は、公正な業務を実施するために国土交通大臣等から業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行う。

附則

この業務規程は、平成 25 年 2月 1日より施行する。

この業務規程は、平成 25 年 3月 12日より施行する。

この業務規程は、平成 26 年 4月 1日より施行する。

この業務規程は、平成 28 年 8月 1日より施行する。

この業務規程は、平成 29 年 4月 1日より施行する。

別表 適合証交付番号の付番方法

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇』

- | | |
|---------|---|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
(国土交通省登録番号とは異なる) |
| 4桁目 | 1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施
2：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施
3：登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関
の業務を実施 |
| 5～6桁目 | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 |
| 7～10桁目 | 適合証交付日の西暦 |
| 11桁目 | 1：新築
2：増築、改築、修繕、模様替
3：空気調和設備等の設置
4：空気調和設備等の改修
5：その他 |
| 12桁目 | 1：一戸建ての住宅
2：共同住宅等での建築物申請
3：共同住宅等での住戸申請
4：住戸と非住宅の複合用途での建築物申請
5：住戸と非住宅の複合用途での住戸申請
6：非住宅の用途のみ |
| 13～17桁目 | 通し番号(12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付
するものとする。) |

※住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3桁目及び5～6桁目の付番は、登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとする。